

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和7年12月23日 開会時間・午前・午後01時12分 閉会時間・午前・午後02時44分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 國枝副市長 鷲野副市長 山田病院長 吉村市長室長 川田病院事務局長 伊藤市長室次長 南谷病院総務課長 箕浦病院医事課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携推進法人 美濃国地域医療リンケージへの加入について</li> <li>・ハラスメント条例案について</li> <li>・一般質問要旨通告書等の様式について</li> <li>・一般質問の質疑応答方式について</li> <li>・反論権について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午後 1 時 12 分】

後藤國弘議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。  
会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

後藤國弘議長

傍聴を許可します。それでは市民病院より報告願います。

病院事務局長

羽島市民病院より、地域医療連携推進法人「美濃の国地域医療リンケージ」への加入についてご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

背景でございますが、令和 4 年 3 月に示された持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインでは、必要な機能分化、連携強化の取り組みについて検討することとされており、その 1 つの手法として連携協定や地域医療連携推進法人制度の活用などが挙げられております。

次に、これまでの当院と他の病院との連携につきましては、今回の報告にあります松波総合病院との連携のほか、平成 29 年 4 月に岐阜大学医学部附属病院とのアライアンス協定、令和 5 年 4 月に第 2 期岐阜連携都市圏ビジョンでの岐阜市民病院との連携がございます。

このうち、松波総合病院との連携につきましては、主に医師派遣と診療報酬改定への対応がございます。医師の派遣につきましては、すでに松波総合病院から当院の救急センターに当直内科系医師各 1 名を 2 週間に 1 回派遣をいただいております。

診療報酬改定の対応としましては、昨年度から下り搬送の受け入れを開始しています。

このような状況の中、松波総合病院との新たな連携として、地域医療連携推進法人「美濃の国地域医療リンケージ」への加入の手続きを行いました。

地域医療連携推進法人は、平成 27 年 9 月に公布された医療法の一部を改正する法律により創設された制度でございます。

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するための病院等にかかる業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度でございます。

地域医療連携推進法人「美濃の国地域医療リンケージ」は、中濃医療圏の美濃市、西濃医療圏の海津市医師会、岐阜医療圏の社会医療法人蘇西厚生会の3法人、3地域をまたぐ地域連携推進法人として、岐阜県により令和6年4月1日に認定をされました。

同法人では、地域医療連携を図ることで、地域に暮らす皆様が安心して暮らせるための良質な医療を提供することを目的としています。

実施内容としましては、地域医療の分担及び連携に関する事項として、医療提供体制、経営協力、その他自然災害時、緊急時の相互支援の仕組みづくりなどに関し、同法人を構成する団体と協議し進めていくことになるものと考えております。

経過及び今後の予定につきましては表のとおりでございます。現在までの状況としましては、11月6日の加入申し込み後、昨日12月22日に地域医療連携推進法人美濃の国地域医療リンケージ臨時理事会、社員総会、評議会にて、令和8年1月1日付けでの羽島市の加入が決定をされました。その他の予定としては、岐阜県による定款変更の認可、岐阜県地域医療構想等調整会議での報告、岐阜県医療審議会での報告が行われます。

以上が、地域医療連携推進法人「美濃の国地域医療リンケージ」への加入についての説明でございます。

なお、先ほどもご説明をいたしました。今後の実施内容は、同法人を構成する団体と協議し進めていくこととなります。本日は、地域医療連携推進法人「美濃の国地域医療リンケージ」への加入のご報告のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

後藤國弘議長

ありがとうございました。ただいまの報告については、昨日の総会で決定されたということで、皆さんには昨日第一報をお知らせしております。

今後、美濃の国地域医療リンケージの総会等で決定されたことなどについては適宜議会に報告してくださるようお願いいたします。

今後についてはこれから決まっていくということですので、本日は報告のみということになります。質問等ある方は、個別に病院事務局へお問い合わせください。

執行部の皆さん、ありがとうございました。退席していただいて結構でございます。

後藤國弘議長	<p>〔「1月1日から加入するとのことだが、会費等は発生しないのか」と呼ぶ者あり〕</p> <p>問い合わせは事務局へ個別に行ってください。</p> <p>〔「予算が提出されてから審議するべき」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「加入してから羽島市議会が否決したら相手が困るだろ」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>加入はもう決定しております。費用に関しては予算質疑でお願いします。</p> <p>執行部は退席していただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部退席〕</p>
後藤國弘議長	<p>それでは羽島市議会ハラスメント防止条例について、議会運営委員会から報告願います。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>ハラスメント条例案についてお話をさせていただきます。議会運営委員会では羽島市議会ハラスメント条例について協議し、条例案を作成いたしました。</p> <p>条例案の作成にあたり、執行部が作成する職員向けハラスメント条例案と重複している規定の調整、相談体制や事案の審査体制などの調整等を行い、最終的にこの条例案となりました。</p> <p>なお、このハラスメントのうち、票ハラスメントについては、市民への責務を課すことで、実効性ある条例とするのは手続き上課題が多く、票ハラスメントのみが理念条例となり、ほかのハラスメントとの整合性がなくなり、議員を守る条例と市民に見られる可能性があることから、票ハラスメントは規定しないこととなりました。この案についてご協議願います。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について事務局より詳細説明願います。</p>
議会総務課員	<p>ハラスメント条例の修正に関する資料をご覧ください。4ページ目までが説明資料で、5ページ目以降が条例案となっております。今回は4ページ目までの資料に沿ってご説明をさせていただきます。それでは1ページ目お願いします。</p>

今回の修正案は大きく3点になりまして、1点目がまず11月中旬に、執行部から執行部条例案の素案の提供がありましたので、それに伴う議会条例と執行部条例の重複する部分の修正。2点目が理念に関する記述の追加、修正、削除。3点目が、6月に全員協議会で協議していただいたときに指摘があった部分の修正になります。

まず、1点目、執行部条例と重複する部分の修正についてご説明いたします。1ページ目の図をご覧ください。

こちらの図が修正前のハラスメント事案への対応の流れになります。修正前は議員が関係するハラスメント等は、議員が加害者、被害者になる場合に関わらず、また、議員と職員の区別なく、すべて議会側で設置した相談窓口にご相談していただく形としておりました。

その後のハラスメントの調査、認定もすべて議会側で行う形としておりました。この形を2ページ目の図のとおり修正いたしました。

まず上段の図について、こちらは議員が加害者で職員が被害者の場合になります。この場合、職員は執行部の条例で設置する相談窓口か、執行部の職員で構成する審議委員会に相談します。

相談を受けた窓口もしくは審議委員会は、通常の職員間のハラスメントであればこの段階で調査を行いますけれども、議員が行為者の場合は調査をせずに相談があったことを市長に報告します。

報告を受けた市長は、議長に対して議会側の条例で議員のハラスメント行為を調査するように依頼をします。

その後の流れは以前ご説明したとおり、まず議員で構成する対策委員会で調査・認定を行って、その結果に当事者が不服を申し立てた場合は、第三者で組織する審査会へ諮問する流れになります。

次に下段の図について、議員が相談者で職員や市長等が行為者の場合、基本的には先ほどのケースの逆になりまして、まず議員は議会事務局に相談します。

相談窓口は、当該事案について事実関係の聴取を行わずに、そのまま議長に報告。報告を受けた議長は、市長に対して適切に処理するように依頼。依頼を受けた市長は、まず執行部の職員で組織する審議委員会に調査をさせた後に、議員が被害者の場合は必ず第三者審査会に諮問をする。

このように加害者側の条例でハラスメントの調査・認定を行う形になるように住み分けをいたしまして、条例案を修正しております。

なお、執行部と議会で条例を分けているのは各務原市もあるんですけども、各務原市も同様の取り扱いをされております。

次に2点目の説明をしますので3ページ目をお願いします。前回の説明後に議会事務局で出た案を載せさせていただいております。

まず、条例の修正前はメッセージ性が弱かったということで、条例の前段部分に、赤字で記載したような理念を掲げる形に修正いたしました。この資料に書いてあるのは票ハラスメントがあった場合の記載がありますが、議会運営委員会で票ハラスメントを削除することになったので、その部分に関しては適宜修正をさせていただきます。

次の黒点については、兵庫県三田市を参考に、議員の責務を修正しました。最後の黒点についても同じく兵庫県三田市を参考に、ハラスメントを目撃した場合に注意する努力規定を追加いたしました。

4ページ目をお願いします。職員の責務は執行部側の条例で定められることが決まりましたので、重複しないように議会側の条例からは削除いたしました。

次の黒点ですけども、こちらは市民の責務の文言を修正と書いてあるんですけど、これについても票ハラスメントを削除するというので、議会運営委員会で決定しましたので、この部分については5ページ以降の条例案には記載してありません。

最後、議員から6月に指摘のあった部分の修正なんですけれども、こちら票ハラスメントについて限定するべきではないかというご意見があったので修正したんですけども、議会運営委員会で削除することと決まりましたので、こちらの部分は無視していただいて結構かと思えます。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、以前、議会運営委員会でご質問があった執行部側の条例素案の提示については、あくまでも素案の段階で、上程されるまでは素案に過ぎないということで、皆様にお見せできるような段階ではないかなということで、控えさせていただきます。

皆様に関係する部分に関しては、先ほど2ページ目でご説明させていただいたようなチャートを載せさせていただいておりますので、こちらをご参照ください。

後藤國弘議長

ただいまの報告について何かご質問がございますか。

佐藤議員	<p>議長がハラスメントを受けた場合にどういった対応になっていくのか。議長が議長に報告をするというように条例案はなっているようですが、イメージを聞かせてください。</p> <p>また、SOGI ハラスメントと書いてあるんですけど、このSOGI が何なのかの定義がここには書かれておりません。この言葉を使うのであれば、SOGI が何なのか分かるようにする必要がありますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議会総務課員	<p>まず1点目の議長がハラスメントを受けた場合ですけども、この資料の最後の10ページ目に、第15条「職務代行」というところがあります。議長が相談者、要は被害者になった場合は、副議長がその職務を代行するという形となっております。</p> <p>SOGI の定義については、こちらの6ページ目の第3条第1項第4号に条例上定義していますので、よろしくお願ひします。</p>
佐藤議員	<p>SOGI が何なのかということの説明として入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが。</p> <p style="text-align: center;">〔「書いてある」と呼ぶ者あり〕</p>
佐藤議員	<p>第三者委員会を入れるかどうかという話が論点としてあったと思うんですけど、結局、第三者委員会は特に関係ないということですね、この書きぶりだと。</p> <p>外部の専門家に調査を委託するとか、そういう外部の人にやってもらうというのは、条文として入っているのか確認したいんですが。</p>
議会総務課員	<p>8ページ目の第11条「羽島市議会ハラスメント審査会」というのが、ご指摘の第三者機関になります。条例上は第三者に委託するとは書いてないんですけども、こちらがいわゆる第三者審査会になります。</p> <p>今後、運用規程等を定めていく中で、識見を有するものに審査会委員を委嘱するというような書き方を今後していくことになるかと思ひます。</p>
後藤國弘議長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>

後藤國弘議長	<p>それではこのように進めてまいりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、一般質問通告書等の様式について、議会運営委員会から報告願ひます。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、一般質問要旨通告書の様式を変更することになりました。これは先の全員協議会において、他市の様式等を参考に再度調査研究してほしいとの指摘がありましたことから、他市議会の様式等を調べましたところ、質問事項の背景や目的などを記載し、質問をより詳細に記載している市議会が多くありましたので、その様式を参考に作成いたしました。</p> <p>また、議案質疑や委員会質問についても様式を統一し、分かりやすい議案質疑・委員会質疑連絡票を作成いたしました。</p> <p>これらの様式は、傍聴者など市民に分かりやすい様式としましたので、よろしくご検討願ひます。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。</p>
佐藤議員	<p>代表質問ではない方は会派名を書くことになるんですか。私としては代表質問じゃない方も会派名を書いてもいいんじゃないかと思っているんですが。</p> <p>代表質問じゃない方に関しても、会派に所属してる方については会派名を記載する運用にしたらどうかっていう質問です。</p>
安井議員	<p>代表かその他に丸つけるだけであって、会派名は書けばいいんじゃないですか。このままでいいと思うんですけども。</p>
佐藤議員	<p>書くということでやっていただきたいと思います。</p> <p>あと、1回目から5回目まで答弁を求める者の記載欄がありますが、1つの質問で2人が答弁されるケースはどういう風に記載していくイメージなんですか。</p>
議会総務課長	<p>記載例が次のページにありますが、答弁を求める者を書いていただければ。2人求めたければ2人書いていただくのは自由です。</p>
川柳議員	<p>頂いた答弁に対する質問はどうやって書けばよろしいで</p>

	しょうか。
議会総務課長	その辺りのやり方は今までどおりだと思うんですけども、基本的には聞きたいことはすべて書いていただく形になります。
川柳議員	頂いた答弁によって質問したいことが生じる場合の対応をどうしたらいいかということです。
議会総務課長	基本的には事前通告制になりますので、その運用は変わってません。
佐藤議員	「議案質疑・委員会質疑連絡票」の関係ですが、事務局にメールを出して連絡してきたこれまでのやり方と違って、この様式そのものを出さないといけないということになると思います。 この票の質疑の種類を指定するところで、「その他」が何を指しているのか記載する欄がないので、却って分かりにくくなると思うんですが。
後藤國弘議長	「その他」の後に書ける欄を設けるということ。
南谷清司議員	一般質問ですが、資料の配布やモニター使用に丸をつける欄がありますよね。通告書の締め切りまでに資料も出して、それ以降修正はできないという理解でいいですか。
後藤國弘議長	基本的にはそういう形にさせていただきたいと思います。あまり決めてしまうのもよくないので。 例えば提出していただいた資料が不適切なものであったりした場合には、修正を願うことはあります。
佐藤委員	資料配布しない人が圧倒的に多いので、資料配布をする人が「有」と書くだけでいいんじゃないかと思うんですが。
後藤國弘議長	丸をつけてください。
佐藤議員	連絡票について、1回目、2回目、3回目と質問数が記載されていますが、委員会の質問って3回以上できますよね。 あと、今まではメールで簡単に聞けたのに、すごい手間になる気がするんですが、お考えをお聞かせください。

後藤國弘議長	この様式に質問事項を打ち込んでメールで送ってもらえばいいと思います。
佐藤議員	質問事項ごとにファイルができて結構なボリュームになるわけですよ。今まで1つのメールに15項目を並べて書くだけでよかったのが、枚数が増えそうで気になります。
豊島委員	<p>議会運営委員会でも審議しましたが、内容をしっかりと書くという指導的な面があります。また、これまでも質疑や委員会は質問の内容を執行部に通告していました。</p> <p>さらに、委員会の質問数も3回という申し合わせがあります。ページ数のことを言われますが、今までも質問数によっては増えていましたから。内容を書かないと執行部が分からないじゃないですか。質問項目が多ければ枚数が多くなるのは当然だと思います。</p>
佐藤委員	<p>なぜ鑑文書と質疑の内容を別々に記載するのかよく分からないんですよ。</p> <p>特定の件に関して補助金や助成金が色々ある場合、何ページの何についてと特定して順番に聞いていくので、このフォーマットは分かりにくいです。</p> <p>あと、委員会質疑に3回限定というルールはなかった気がするんですが。</p>
佐藤議員	<p>〔「委員会ではなく議場の質疑」と呼ぶ者あり〕</p> <p>でも様式は委員会質疑を兼ねていますよね。</p>
議会総務課長	本会議での質疑については3回ですが、委員会は4回目、5回目と足して書いてもらえば大丈夫です。
南谷清司議員	メールで事務局に送るという解釈でいいですか。
後藤國弘議長	そうなります。
南谷清司議員	事務局で仕分けをして担当課に配布されるということですね。私たちは楽になりますが、かなりの手間だと思います。それでやるということであればそれでいいですが。
藤川議員	やってみないと分からない部分はあると思うんですが、

後藤國弘議長	<p>いつからやるという話も決めないと。 不慣れなこともあるので、最初の1回目は寛容な対応をお願いしたいと思います。</p> <p>やってみるということでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>いつから始めますか。</p> <p>〔「次回から」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>次回の3月議会からでよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議会総務課員	<p>細かいことですが、議案質疑を事務局にいただいても事務局で振り分けはしてないです。全部総務課に渡して、総務課が掲示板に貼り付けるんです。総務課も仕分けはしてないので、そこで困ることはないかなと思います。</p>
佐藤議員	<p>最初に発言した連絡表の「その他」については、かっこ欄を設けるやり方でいいですか。</p>
後藤國弘議長	<p>そのように修正します。 次に、一般質問の質疑応答方式について、議会運営委員会から報告願います。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>一般質問の質疑応答の方式としまして、いくつかの方式がございます。委員会で協議し、羽島市議会における方式は、完全な一問一答方式に変更することに決定しました。 現在は各標題の第1項目の質問を演壇で行い、その後は質問席で行っておりますが、変更後は1題目の第1項目のみ演壇で質問し、質問席で残りの質問を行うものです。</p>
佐藤議員	<p>今回変更するきっかけは何ですか。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>傍聴者の分かりやすさを考慮しました。</p>
佐藤議員	<p>バリエーションとして方式を選べるという方法はいかが</p>

	ですか。
南谷佳寛議会運営委員長	そうなると傍聴者は混乱しますので、どちらかで決めたほうが良いと思います、提案させていただきます。
佐藤議員	「分割方式」についてはどういう意見が出ていましたか。一問一答方式だと指名の回数が増えるので、分割方式は時間の節約になるメリットがあると思っています。
藤川議員	傍聴者、そして議員にも分かりやすくするという点では、完全一問一答方式のほうがメリットがあると思います。分割方式は質問数が多いと聞いていて分かりにくい面が出てきてしまうんじゃないかなという思いがあります。
川柳議員	登壇席でも図表や写真等の資料は使えるということでしょうか。
後藤國弘議長	使えますが、登壇席では表題1のものにしてください。分かりやすくなると思うので、3月議会からこの方式でお願いいたします。 反論権について、議会運営委員会から報告願います。
南谷佳寛議会運営委員長	議会運営委員会では反論権について協議し、執行部が議員提案の議案などに対する質問を可能とする取り扱いに変更することとなりました。 反論権については、名称を「議員提案事件への質問権」とし、反問権と合わせた取り扱いの指針を作成しましたので、ご協議をお願いいたします。
近藤議員	反論権の県下他市における実績を教えてください。
議会総務課長	事務局が調べた範囲では県内では見当たりませんが、他県では松阪市や別府市が実施している状況です。
近藤議員	反論権には大変疑問があります。それぞれ議員の考えに市長が反対すること自体がクエスチョンです。 そういったことがあって他市議会では常識的に考えて取り入れていないんだと思います。
堀議員	反論権については、政令指定都市でもほとんどやっておらず、全国的には進んでいないと思いますので、検討の余

	地があるのではないかと思います。
山田議員	反論権なんて普通ありえないと思います。議員は要望事項が多くあるのに、それに対して根拠と言われたら、何も言えなくなりますよ。
後藤國弘議長	要望に対して使えるものではありませんよ。
山田議員	ことと次第によってはありえますよね。ないんですか。
議会総務課長補佐	反論権は、議員が議員発議によって提出した議案について、執行部側からの反論があるということで、提案や発言に対して反論があるわけではございません。一般質問でもございません。 議員発議の予算修正案や条例案に対する執行部側からの質問という形になります。
藤川議員	議案として出す以上、提案者は答えられて当然です。 ただ、「反論権」という言葉が強すぎます。できれば使っていただきたくない。あくまで提案に対する質問ということで言葉を整理していただきたいです。 執行部がもっと詳しく聞きたかっただけなのに反論として扱われてしまうのは不本意だと思います。
佐藤議員	この提案「事件」という言葉についてですが、「事件」というのは日頃そんなに使う言葉ではないと思います。  〔「議会用語」と呼ぶ者あり〕
花村議員	反論権を提案するのは、市長から権利として与えてほしいという要望があつてのことですか。
後藤國弘議長	これは議会改革委員会の提案で、そこで議論した後に議会運営委員会へ来たという形です。
南谷清司議員	名称のことは置いておいて、議員発議で案が出てきます。要望等であれば言葉だけという話もありますが、議員が条例改正や予算の修正案を出すとなれば、それは市の行政をこれから縛っていく大きな話です。 ですから、その議論を議会で行い、最終的に私たちが1票を投じるときには、執行部がこれをどう見ているのかを

	<p>聞きたい。その上で議員として判断をしたいです。</p> <p>指針にある「質問等ができる」というのは、趣旨や根拠の確認、反対意見や建設的な意見を述べることで、特に条例等の議員提案に対して執行部側の意見を議場で聞きたいというのが私の思いです。</p>
佐藤議員	<p>政策提案の「決議等」の「等」について確認したいのですが、請願の提案や国への意見書等もこの政策提案に含まれるのでしょうか。</p>
議会総務課長	<p>請願は議員発議ではないので入りません。</p>
佐藤議員	<p>意見書は入るとのことですか。</p>
後藤國弘議長	<p>意見書は入ると思います。</p>
堀議員	<p>松阪市の事例を見てみますと、第2項に「市長等は議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる」とあります。これによると、皆さんが考えているよりもきつい内容を言っていると思います。だから政令指定都市はほとんど反問権に留めているところが多いと思います。</p> <p>〔「松阪市が厳しい内容を条文に謳っていても、羽島市の案は厳しくないならいいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>羽島市の案に対しての意見をお願いします。</p>
堀議員	<p>松阪市と内容が同じということを行っています。</p>
野口議員	<p>松阪市は反論を認めているけど羽島市にはその文言はないから違うんじゃないですか。</p>
後藤國弘議長	<p>松阪市は「反論」を認めています、羽島市の場合は「反論」とは規定しておらず、内容が違います。</p>
佐藤議員	<p>議員が執行部に質問したいときは正午までという通告期限があります。この質問権についても、議員がその場でいきなり聞かれても難しい場合があると思うので、執行部側に対しても通告期限が必要ではないかと考えますが、見解を教えてください。</p>

議会総務課長	<p>事前に発議の内容を提出していただければ、執行部の提案議案と同じような形で対応はできると思います。</p> <p>ただ、最終日にいきなり上程するということだと、厳しいと思います。</p>
佐藤議員	<p>前々日の正午までに通知するとか、何らかのルールが必要かと思いますがいかがでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>発議する内容を前もって執行部に報告いただければ、通告できると思います。議員と同じようにできると思います。</p> <p>内容的に「反論権」と書いてあるので抵抗感があるようですが、まず名称は外したほうがいいと思いますがどうでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>では「反論」という言葉を外して、「議員提案事件への質問権」という形で進めればいかと思います。</p>
堀議員	<p>指針にある「反対の意見」が「反論」になりかねないので、これをなくしたらどうかと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>採決を行います。反論権を削除して、名称を質問権に変えた上で、この内容でいいと思う方、挙手をお願いします。</p> <p>〔挙手多数〕</p>
後藤國弘議長	<p>挙手多数でございますので、「議員提案事件への質問権」として決定いたします。</p>
佐藤議員	<p>「議員または委員の考え方を確認する場合」についてですが、委員会が提案する条例について、委員会の考え方を具体的に誰にどうやって確認するのかよく分かりません。</p>
後藤國弘議長	<p>委員会は委員長が答えるものだと思います。</p> <p>次に、会議録署名議員について議会運営委員会から報告願います。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>会議録署名議員の人数について協議し、現在の2名から3名へ変更することになりました。署名議員は会議中は常</p>

	<p>時、議席に着いていなければならず、仮に除斥や生理現象などで離席するとその議員は署名できません。</p> <p>現在は2名ですので、離席した場合、議長はすぐに次の署名議員を指名する必要があります。そこで、不測の事態に対応できるよう、あらかじめ人数を増やして3名にしてはと考えています。</p> <p>なお、3名とする場合、会議規則第87条の「2人」を「2人以上」と改正する必要があります。ご検討願います。</p>
近藤議員	<p>長年議員をやっていますが、何ら問題は起きておりませんので、今までどおりでいいと思います。</p>
藤川議員	<p>3名にした場合、1人離席しても追加はしなくなるということでしょうか。常に2人以上保たなきゃいけないということですが、規則を3名に変更した場合は、3名をキープしなければならないのではないですか。</p>
議会総務課長補佐	<p>会議規則上は「2人以上」という表現に変わりますので、2人いれば大丈夫という規則になります。</p>
藤川議員	<p>事務局に確認したいのですが、署名を集める事務作業の負担増についてはどうお考えですか。</p>
議会総務課長	<p>特に負担はありません。議員が1回書くか2回書くかの話になると思います。議長、副議長も変わりません。</p>
佐藤議員	<p>規則上は「2人以上」ということですが、人数が際限なく増えていくと大変なので、運用としては「2人以上3人以下」としたほうがいいと思いますがどうでしょうか。</p>
野口議員	<p>これから問題が起こるかもしれないので「2人以上」という規則でいいと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>それほど議論することではないと思っておりますので、規則は「2人以上」、運用は3名ということで署名をお願いいたします。</p> <p>最後に、一般質問要旨通告書に質問を多く記載する議員がいます。議論が活発になることは結構ですが、質問量が多くて時間内に全部の項目を質問できない事案が見受けられました。</p> <p>執行部は答弁を考えておりますし、傍聴者も疑問に思わ</p>

近藤議員	<p>れることもございます。なるべく時間内に終了するよう気を付けていただきたいと思います。</p> <p>私も今回まとめて質問しましたが、途中で市長が指名していないのに手を挙げて長々と喋られました。質問者だけの問題ではなく、執行部側の明快な答弁、例えばイエスカノーかの答弁に対して長々と喋られることもあります。その辺りを議長からもしっかりと行ってください。</p>
後藤國弘議長	<p>了解いたしました。</p>
佐藤議長	<p>私も執行部の答弁ミスが途中で何回もあり、修正答弁で時間が経ってしまいました。その間も私の質問時間は進んでいくわけですから、間違えないように要望してください。</p>
野口議員	<p>スポーツ推進まちづくり条例についてです。現在、例規審査が終わりまして、各担当課に条文内容の照会をかけており、期限は本日までとしております。</p> <p>修正等があれば修正しますが、皆様に条例案をお示しするのは、12月26日午前中にはタブレットに格納いたします。そのため、12月26日から1月7日まで皆様の質問・意見の受付とさせていただきたいと思います。</p> <p>それ以降のスケジュールとしては1月16日から2月16日までパブリックコメントを実施します。議会だよりと市ホームページで実施したいと思いますので、広報広聴委員会の皆様、よろしく願いいたします。</p> <p>議員発議としては、3月定例会の初日に上程させていただきたいと思っております。</p>
佐藤議員	<p>質疑が長時間にわたる場合、休憩時間がありません。一般質問なら1時間に1回ほど休憩しますが、休憩時間の確保についてお考えをお聞かせください。</p>
後藤國弘議長	<p>適宜考えてやっております。</p>
議会総務課長	<p>現在、8時45分以降しか庁舎に入れませんが、執行部との打合せなどで、8時30分から入りたいという意見がありましたので、設定を変更し、入室カードで8時30分から東側の入り口から入ることができるようになりました。</p> <p>ただ、窓口は職員が準備しておりますので、そちらはご配慮をお願いいたします。</p>

	<p>議会だよりに掲載する一般質問の原稿の提出期限は本日となっておりますので、今日中にお願いたします。</p>
佐藤議員	<p>一般質問における配布資料において、作成者が分からない謎の文章が配られると誰が作成したものなのかなと思います。執行部から議長を通じて出てきた書面という話はありませんが、書類の位置付けがよく分かりません。作成者や入手日を明記していただきたいです。</p>
栗津議員	<p>あの書類は公文書ということらしいのですが、公文書であれば宛先や発信元がどこか明示されるべきです。議長には届いているのかもしれませんが、私の手元には皆さんに渡したものしか来ていません。議長の見解をお伺いします。</p>
後藤國弘議長	<p>私宛に来た公文書になります。</p> <p>〔「発信元が書いてないと公文書ではない」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>議長宛てには来ています。栗津議員には「市長から公文書でこういう文書が届いております」とお話しして資料を渡しました。その旨を資料に書いていただければよかったですと思います。</p>
佐藤議員	<p>どういった経路でいつ入手したのか資料に書くということを周知徹底していただきたいと思います。</p>
川柳議員	<p>仮設駐車場ができましたが、議員駐車場の場所の変更があるなら分かり次第教えてほしいです。</p>
議会総務課長	<p>来庁者駐車場が広がる予定です。もしかすると来庁者の中でも一番奥に停めていただく可能性もあります。</p>
後藤國弘議長	<p>それでは、これで全員協議会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 2 時 44 分】</p>